令和８年１０月７日

審査庁
　駒ヶ根市教育委員会　御中

駒ヶ根市情報公開・個人情報保護審査会

答　申

１　審査会の結論

処分庁が令和７年５月 13 日付けで行った不開示決定は、妥当である。

２　事案の概要

⑴　令和７年４月 27 日、審査請求人は、駒ヶ根市教育委員会に対し、以下のとおり開示請求を行った。

ア　2020 年ころ長野県子ども支援センター（担当：●●氏）と駒ヶ根市教育委員会もしくは駒ヶ根市立●●小学校が作成していた「●●」の支援プランに係る資料（支援センターとのメール等通信の記録も含む）すべて（以下「支援プランに関する資料」という。）

イ　駒ヶ根市教育委員会本多俊夫教育長が参加した『令和４年度伊那市教育委員会と長野県子ども支援委員会ヒアリング』についての資料など一式（以下「ヒアリングに関する資料」という。

⑵　令和７年５月 13 日、処分庁は、審査請求人に対し、保有個人情報不開示決定通知書を送付して、本件処分を行った。なお、処分の理由として「請求のあった個人情報に関する文書を作成しておらず、不存在なため。」との記載がされている。

⑶　令和７年６月６日、審査請求人は、行政不服審査法第２条に基づいて、令和７年５月 13 日に処分庁によって行われた本件処分に対する審査請求を行った。

３　審査請求人の主張

審査請求人は、おおむね次のとおり主張し、本件処分を取り消すとともに全部開示の請求を求めている。

⑴　支援プランに関する資料について

ア　長野県こども支援センター（以下「支援センター」という。）が審査請求人の

父に送付したメールには、「支援プラン作成中（中略）もう暫くの間、お時間をいただきたいと存じます。」との記載があることや、処分庁が弁明書において支援センターから支援プラン作成の依頼があったことを主張していることから、●●小学校（以下「小学校」という。）は支援プランを作成していたことは明らかである。支援プランが不存在であるとするならば、令和２年４月から同年６月までの３か月間もの間、小学校は何をしていたのか合理的な説明が一切ない。

イ　処分庁が弁明書において主張したとおり、支援センターから支援プラン作成依頼や作成不要の連絡があったのであれば、依頼書やメール等の文書が存在しているはずである。また、処分庁が再弁明書に添付したメールのスクリーンショットは、限られた内容のものであり、複数のフォルダを調査していない点から、不存在の主張の根拠として成立せず、また、調査が不十分である。

ウ　処分庁は、弁明書において支援プラン作成の検討を始めたことを認めているため、支援プランに関する意思決定や検討に関する文書は存在するはずである。また、支援プランの作成を中断したのであれば、中断の意思決定に関する文書が存在するはずである。

エ　支援センターとの連絡に関するメールや支援プランの検討に関する資料を廃棄したのであれば、廃棄の意思決定に関する文書が残っているはずであり、駒ヶ根市小・中学校文書管理規程（以下「学校文書管理規程」という。）第 27 条には「文書保存台帳により校長の決裁を受けた後廃棄」と定められている以上、文書保存台帳が保存しているはずである。また、処分庁は、再弁明書において、支援プランの検討に関する資料は、審査請求人が転校したことをもって廃棄したと主張するが、令和４年に教育長がヒアリングに出席していることから、県が審査請求人の人権救済に関する業務を継続していることは明らかである。このことから、事務は未完結であり、未完結の事務に関する文書は廃棄できない。

オ　処分庁が個人情報不開示決定通知書に記載した不存在の根拠は不適切であり、なぜ残っていないのかを正確に記載する必要があったのではないか。

⑵　ヒアリングに関する資料について

長野県より開示されたヒアリングの出席名簿には、本多前教育長（以下「教育長」という。）の名前が明記されており、また、非公開により他市で開催されたというヒアリングに参加しているという点からも、教育長は、市教育委員会として出席したことは明らかであり、傍聴者として出席するということはありえない。仮に傍聴者として出席したとしても、組織として出席しているのであれば、「行政文書の管理に関するガイドライン」により、文書の保存義務は生じる。このことから、会議資料、出席記録、議事概要等は原則保存対象であると考える。

４　処分庁の主張

処分庁は、おおむね次のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

⑴　支援プランに関する資料について

ア　支援プランは、支援センターからの依頼により小学校が作成に向けた検討を始めたが、支援センターより審査請求人と小学校との面談実施後に作成するよう指示があったため、作成を中断した。その後、審査請求人は他市の学校へ転校し、面談は実施されていないため、支援プランは、作成しておらず不存在である。

イ　当時の関係者に聞き取りを実施し、支援センターとの支援プランに関する連絡調整は、全てメールにて行っていたことを確認した。支援プランに関する連絡調整が行われたのは、令和２年頃であると思われる。そこで、小学校のメールフォルダを確認したところ、最も古い履歴は、令和５年４月 14 日であり、それ以前のメール履歴は残っていなかった。

ウ　支援プランに係る検討資料は、駒ヶ根市文書管理規程に定める未完結文書に該当するものとして、学校文書管理規程に基づき、検討が中断された後も保管していたが、審査請求人が市外の小学校へ転校したことをもって、学校文書管理規程第 27 条第２項に基づき廃棄した。また、支援プラン作成の中断に関する文書が存在しないのは、当時は、審査請求人との面談実施後に作成を再開する予定であったためである。その後審査請求人が転校したことをもって、作成する必要がなくなったため、そのまま作成されなかったという経緯があることから、支援プラン作成の中断に関する文書が存在しないことは、審査請求人が主張するような記録義務の不履行には該当しない。

⑵　ヒアリングに関する資料について

ア　教育長が傍聴者という立場でヒアリングに出席したため、ヒアリングに関する資料は配布されていない。改めて、教育長及びヒアリングの主催者である長野県に聞き取りを行い、ヒアリングに関する会議資料は教育長へは配布されていないことを確認した。

イ　出席記録、議事録概要等は、駒ヶ根市職員服務規程に規程する復命書が該当すると考えられるが、教育長は当該規程の適用外であるため、復命書の作成義務はなく、また、傍聴者という立場で出席したことから、復命書の作成の必要はないと判断し、作成していない。

５　理由

⑴　論点整理

まず、本件の論点について、整理する。本件審査請求は、個人情報の保護に関する法律に基づくものであることから、処分庁がおこなった本件処分の違法・不

当な点の有無についてのみ、論点として取り上げることとする。

本件処分の対象となる文書は、支援プランに関する文書及びヒアリングに関する文書であるが、開示請求書に記載されたそれぞれの対象となる文書の末尾に「すべて」又は「一式」との記載がある。この状態では、文書の種類が明確ではなく、それぞれの文書が存否を判断できないため、両者の主張に基づき、本件の対象となる文書（以下「対象文書」という。）は、次のとおり分類することとする。

ア　支援プランに関する文書

（ア）　支援プラン

（イ）　支援プラン作成に当たって、処分庁と支援センターが行った連絡調整に関する文書

（ウ）　支援プランの作成に関する資料

（エ）　支援プラン作成中断の意思決定に関する文書

（オ）　上記の文書の廃棄に関する文書

イ　ヒアリングに関する文書

（ア）　ヒアリングの際に配布された会議資料

（イ）　ヒアリングに関する報告書等出席記録の文書

上記で掲げた文書（以下「対象文書」という。）の存否に関して、処分庁は、アの(ア)、(エ)並びに(オ)及びイの(イ)は作成していないことを、イの(ア)は文書を受け取っていないことを主張し、アの(イ)及び(ウ)は当時存在していたことを認めたものの、既に廃棄したため存在していないことを主張している。一方、審査請求人は、市には文書により記録を残す義務が課せられていることや、廃棄するときには、駒ヶ根市文書管理規程及び学校文書管理規程（以下「文書管理規程」という。）に沿った手続が必要であるが、廃棄に関する文書が一切示されていないことを理由に全ての文書が不存在であることはありえないとする旨を主張している。よって、対象分書の存否について論点として取り上げることとする。

また、処分庁は、不開示の理由について不開示決定通知書において、作成していないため不存在としたが、弁明書及び再弁明書によれば、対象文書のうちアの(イ)については、メールにより連絡調整をしたことを認めており、アの(ウ)については、未完結文書として一時的に保管していたことを主張している。これに対し、審査請求人は、廃棄されたのなら保有個人情報不開示決定をした際に駒ヶ根市教育委員会から提示するべきであったと主張する。このことについては、本件処分に関するものと認められることから、処分庁が審査請求人に対して送付した保有個人情報不開示決定通知書に記載された開示をしないこととした理由の適否についても論点として取り上げることとする。

⑵　対象文書の存否について

処分庁の主張より、対象文書のうち、イの(ア)については、当時の関係者や県への聞き取りに基づく不存在の主張に加え、証拠の提出により、当該文書の不存在を主張している。これに対し、審査請求人の主張にこれらを覆す主張は見られ

なかった。このことから、当該文書が不存在であることは明らかである。また、アの(ア)、(ウ)、(エ)及び(オ)並びにイの(イ)については、両者において、客観的に文書の存否について事実として認定するに足る主張がされておらず、本件処分が適法であったか判断することはできないとして、審査庁が行政不服審査法第35条に基づき、審査庁の権限により●●小学校及び子ども課の事務室にて対象文書の存否の確認を実施し、いずれの文書についても存在しないことを確認した。

また、対象文書のアの(イ)についてであるが、当該文書の不存在の根拠として、処分庁は●●小学校の１つのメールフォルダのスクリーンショットを証拠書類として提出し、諮問庁は、当該写真をもってアの(イ)についても不存在であることを認定している。一方、審査請求人は、当該写真は、限られた一部を写したに過ぎず、当該写真のみをもって、メールが不存在であると認定することは不適当である旨を主張している。

このことに関して、審査会では、メールフォルダは、複数のフォルダに分類されていると考えられ、当該写真のみをもって、写真に写ったメールが最古のメールであるから不存在であるとする処分庁の主張を認定することはできないと判断した。そこで、駒ヶ根市情報公開・個人情報保護審査会条例第９条第４項に基づき、令和８年９月10日に現地調査を実施した。今回の調査では、情報公開・個人情報保護審査会事務局の職員が●●小学校及び子ども課の事務室にてそれぞれ次のとおり調査を実施した。

ア　●●小学校

まずメールフォルダの調査を実施した。●●小学校が使用しているメールの各フォルダを確認した。●●小学校のメールには、複数のメールフォルダが確認できたが、メールが保存されているフォルダは「受信トレイ」「送信済み」「迷惑メール」「●●小学校」のフォルダであり、全てのフォルダの中で最も古いメールは、令和５年１月５日であることを確認した。両者の主張より、審査請求人が小学校の児童であった時期は令和元年から令和２年頃であったとされるため、当時のメールが保存されていないことは明らかである。

つづいて、メール本文がフォルダ等に複写され、保存されている可能性もあるため、ファイルサーバーの確認も実施した。ファイルサーバーは、開示請求書の記載内容を基に検索ワードを次のとおり設定し、該当するものが無いか調査を実施した。

（検索キーワード）

●●、●●、●●氏、●●、支援プラン、プラン、長野県子ども支援センター、子ども支援センター、支援センター、メール、mail、教育委員会、子ども課、こども課、破棄、廃棄

調査の結果、●●小学校において本件に関するメール又はメールを複写した文書は発見されなかった。

イ　子ども課

市が使用するメールシステムは、令和６年２月に更新されており、令和７年

３月末をもって旧アドレスのメールは全て削除されている。現在の市のメールフォルダに当時のメールが保存されていないことは明らかであると判断し、メールフォルダの確認は実施しなかった。

ただし、ファイルサーバーには旧アドレス宛のメールが複写等により保存されている可能性があるため、●●小学校と同様の方法により、調査を実施した。なお、上記アの検索キーワードのうち、「教育委員会、子ども課、こども課、」は、「●●小学校、●●、●●小、●●小」に変更した。

調査の結果、子ども課において本件に関するメール又はメールを複写した文書は発見されなかった。

このことから、対象文書が存在しないことは明らかである。これらの事実を個人情報の保護に関する法律第 82 条第２項に当てはめると、処分庁が行った本件処分は、適法なものと考えられる。

⑶　理由付記の適否について

本件処分における不開示決定通知書への理由の付記は、駒ヶ根市行政手続条例第８条第１項に基づき行われたものであることから、本件処分における理由付記の適否について、理由付記制度の目的と照らし合わせながら検討する。また、⑴で述べたとおり、不開示決定通知書に付記された理由について、審理手続において、理由が追加されている。仮に理由の追加を認めた場合、追加した理由も処分庁が付記した処分の理由として扱い、理由付記の適否を判断することとなることから、理由の追加の可否の観点からも検討することとする。

ア　理由付記制度の目的の観点から検討する理由付記の適否について

駒ヶ根市行政手続条例第８条第１項は、理由付記について「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない」と定めている。

申請に対する処分に関する理由付記の内容及び程度について、特段の理由のない限り、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用して当該処分がされたのかを、処分の相手方においてその記載自体から了知し得るものでなければならず、単に抽象的に処分の根拠規定を示すだけでは、それによって当該規定の適用の原因となった具体的事実関係をも当然に知り得るような例外の場合を除いては、法の要求する提示として十分でない（最判昭和 49 年４月 25 日民集第 28 巻３号 405 頁）と解されている。

また、理由付記が求められる理由について、不開示の理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当とを担保してその恣意を抑制するとともに、非公開の理由を公開請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与えることを目的としていると解すべきであり、そのような目的は非公開の理由を具体的に記載して通知させること自体をもってひとまず実現される（最判平成 11 年 11 月 19 日民集第 53 巻８号 1862 号）と解されている。

これらを本件に当てはめると、不開示決定通知書には、「請求のあった個人情報に関する文書を作成しておらず、不存在なため。」と記載されており、正しい不存在の事情が記載されていたかどうかは別としても、審査請求人は、いかなる事情において対象となる個人情報が不存在であるか知ることができ、理由付記制度の目的を逸脱したものではないと判断する。

イ　理由の追加の可否について

理由の追加について、理由付記の目的を考えれば、理由の付記について定めた条例の規定は、一度通知書に理由を付記した以上、実施機関が当該理由以外の理由を非公開決定処分の取消を求めるにおいて主張することを許さないものとする趣旨をも含むと解すべき根拠はない。（最判平成 11 年 11 月 19 日民集第 53 巻８号 1862 号）と解されている。つまり、理由付記の趣旨を害しない範囲においては、理由の追加をすることが認められている。

そこで、本件において、理由付記の趣旨を害しないとする事情が認められるか検討する。

理由付記の趣旨は、上記アで述べたとおりであり、これを害しないと認めるか否かの判断基準は、追加された理由に対し反論する機会があったか、また、理由が追加されたことにより審査請求人に不利益なことはなかったと認められるかどうかである。

このことを本件に当てはめると、理由の追加は弁明書にて行われており、審査請求人には反論書及び再反論書において、当該追加された理由に対する反論する機会が与えられていると認められる。また、本件に関しては、いずれの文書も不存在であることは４の⑵で認めたとおりである。よって、理由を追加したとしても不存在であるから不開示ということに変わりは無く、審査請求人に不利益が生じているとは認められない。このことから、追加された理由について、理由付記の趣旨を害しないと判断し、理由の追加を認めることとし、理由の付記の適否については、追加された理由も含めて判断することとする。

上記ア及びイの内容を踏まえると、処分庁が行った理由の付記は、適法であったと判断する。

上記⑵及び⑶から、処分庁が行った本件処分は、妥当なものであったと判断する。

６　まとめ

以上の点から、本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る諮問庁の判断は妥当である。よって、結論記載のとおり答申する。

7　付言

⑴　審査請求人は、支援プランの作成中断に関する意思決定を行っていないこと及び支援プランに関する文書の廃棄に関する意思決定の文書を作成していないことについて、文書処理の手続きとして不適切であると主張する。「５　理由」で述べたとおり、本件は開示請求に関する処分についての審査請求であることから、処分庁が行った本件処分の妥当性についてのみ論点として取り上げることとし、このことについて論点として取り上げなかったが、文書処理に関しては、個人情報の保護に関する手続にも非常に関係のある事項であることから、このことについて付言したいと考える。

廃棄の対象となる文書は、支援プランの作成に関する文書及び支援センターと小学校が連絡調整を行った文書となる。

支援プランの作成に関する文書について処分庁は、学校文書管理規程に基づき、未完結文書として一時保管していたが、審査請求人が他校へ転校したことをもって廃棄したと主張している。このことを学校文書管理規程に当てはめると、当該文書は、決裁手続の完了していない文書であるが、学校文書管理規程に定める文書に該当するものであると考えられる。よって、審査請求人が主張するように、小学校の文書であれば、学校文書管理規程第 27 条第２項により準用する同条第１項の規定に基づき、文書保存台帳により校長の決裁を受ける必要がある。しかし、処分庁が実施した実地調査によれば、本件に関わらず文書の廃棄に関する文書やファイルは確認できなかった。このことから、審査庁の文書廃棄の手続は、学校文書管理規程に沿った事務の取扱いになっていないと認められるため、今後適切な文書管理及び必要に応じて実務に沿った例規の見直しの検討が必要であると考える。

支援センターとの連絡調整を行った文書について処分庁は、メールのみであると主張しており、既に当該文書に関して存在していないことについては認めているが、ここでは、メールが存在していないことの適否について付言する。メールの取扱いに関して、教育委員会を含め市で統一的なルールは存在しておらず、メールについては、文書管理規程に定める文書であるという認識はなく、各職員の判断により削除されており、メールを文書として扱う場合は、文書管理規程に基づき、供覧処理が行われている。このことから、メールが存在していないことに違法・不当な点はない。ただし、メールやインターネットを活用した手続が今後も増加することを鑑みると、メール等電子情報の取扱いについて運用の見直しを進めることが望ましいと考える。

⑵　理由の付記に関しては、理由付記の制度の趣旨を逸脱するとは認められないとして適切であったと判断した。しかし、本件においては、不開示決定通知書に記載された不存在の事情に関し、一部事実と異なる事情が記載されていたことは、既に認めたとおりである。このことについて、理由付記制度の趣旨を鑑みれば、追加された理由も不開示決定通知書に付記するべきであったことは言うまでもな

い。今後は、法律や制度の内容を理解し、適切に理由の付記がされるよう、適正な事務の執行を求める。

8　審議経過

令和８年６月 22 日　諮問
令和８年７月 22 日　審査請求人より意見書の提出
令和８年８月 24 日　審議
令和８年９月 10 日　調査
令和８年 10 月７日　審議終結